

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第3回枚方市都市計画審議会
開 催 日 時	平成31年1月22日（火） 14時00分から 16時05分まで
開 催 場 所	別館4階 第3委員会室
出 席 者	会長：吉川委員 委員：岡委員、若狭委員、上山委員、高田委員、田中委員、 岡崎委員、三上委員、松岡委員、妹尾委員、中武委員、 有山委員、堀井委員
欠 席 者	加嶋会長代理、熊谷委員、高野委員
案 件 名	【審議案件】 議案第2号 東部大阪都市計画用途地域の変更について（枚方市決定） 議案第3号 東部大阪都市計画高度地区の変更について（枚方市決定） 議案第4号 東部大阪計画防火地域及び準防火地域の変更について（枚方市決定） 【意見聴取案件】 東部大阪都市計画道路の変更について（大阪府決定） 【報告案件】 （1）特定生産緑地制度について （2）次回予定案件について
提出された資料等の名称	議事次第 平成30年度第3回枚方市都市計画審議会議案書 平成30年度第3回枚方市都市計画審議会議案書資料 平成30年度第3回枚方市都市計画審議会意見聴取案件資料 平成30年度第3回枚方市都市計画審議会報告案件資料
決 定 事 項	付議案件について、全て原案どおり承認 意見聴取案件について、意見なし
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	4名
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部都市計画課

審 議 内 容	
吉川会長	<p>定刻になりましたので、ただいまより、平成30年度第3回枚方市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、何かとお忙しい中、本審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、審議案件3件、意見聴取案件1件、報告案件2件を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは初めに、委員の皆様の出席状況の報告を事務局よりお願い申し上げます。</p>
中村都市計画課長	<p>委員の皆様の出席状況を御報告させていただきます。</p> <p>本審議会の委員総数は16名でございます。</p> <p>本日は、13名の委員の皆様にご出席いただき、委員総数の半数以上に達しております。したがって、枚方市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が成立しておりますことを御報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
吉川会長	<p>ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は成立しております。</p> <p>本審議会は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、原則公開としております。</p> <p>本日の案件を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開といたしますが、異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
吉川会長	<p>異議なしと認めます。よって、本日の審議会は公開といたします。</p> <p>傍聴を希望される方はおられますか。</p>
中村都市計画課長	<p>傍聴を希望される方が4名おられ、傍聴願が提出されております。</p> <p>以上でございます。</p>
吉川会長	<p>本日の審議会に4名の傍聴願が提出されておりますので、傍聴を認めたいと思いますが、異議ございませんか。</p>

出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
吉川会長	<p>異議なしと認めます。 それでは、傍聴人を入場させてください。</p> <p>(傍聴人 入場)</p>
吉川会長	<p>傍聴される方にお願いがございます。</p> <p>本審議会は、円滑な議事進行を行うため、拍手、発言、私語等は一切禁じております。</p> <p>携帯電話につきましても電源を切るか、マナーモードにしてください、録音、撮影等はしないようお願いいたします。</p> <p>なお、遵守されない場合は、退場していただくこともございますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、本審議会の開会に当たり、市を代表して小山副市長より御挨拶をお願いいたします。</p>
小山副市長	<p>副市長の小山でございます。</p> <p>平成30年度第3回枚方市都市計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、公私何かと御多用の中、本審議会に御出席をくださりまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて本日は、審議案件といたしまして「中宮浄水場更新事業に係る都市計画の変更」といたしまして、「用途地域の変更」「高度地区の変更」「防火地域及び準防火地域の変更」の3件の御審議をいただくとともに、意見聴取案件といたしまして、大阪府が都市計画決定を行います「牧野高槻線ほか都市計画変更」について、御意見をいただきたいと思いますと考えております。また、報告案件といたしまして、「特定生産緑地制度」に関する御報告のほか1件について、その取り組み状況を御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、引き続き、本市のまちづくりに対しまして、変わらぬ御支援・御協力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

吉川会長	<p>それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いします。</p>
中村都市計画課長	<p>それでは、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料につきましては、事前にお配りさせていただいております議事次第、平成30年度第3回枚方市都市計画審議会議案書、同じく議案書資料、同じく意見聴取案件資料、それと本日お配りさせていただきました報告案件資料でございます。</p> <p>以上、不足している資料はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ここで本日の審議案件について、簡単に御説明のほうをさせていただきます。</p> <p>お配りしております議事次第をご覧ください。</p> <p>本日の1の審議案件につきましては都市計画法に基づき、都市計画の内容ごとに議案を作成しておりますが、相互に関連がございますので、議案第2号から議案第4号までを一括にて御説明のほうをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>資料の確認につきましては、以上でございます。</p>
吉川会長	<p>ただいまの事務局の説明にありましたとおり、議案第2号から第4号は相互に関連しておるということで説明を受けました。審議にあたりまして一括で説明を受け、その上で、審議に入りたいと考えますが、御異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
吉川会長	<p>それでは、これより議事次第1番の審議案件に移りたいと思います。</p> <p>「議案第2号 東部大阪都市計画用途地域の変更について」、 「議案第3号 東部大阪都市計画高度地区の変更について」及び「議案第4号 東部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、事務局より一括で説明をお願いします。</p> <p>説明が多分長くなると思いますので、着席して説明いただいて結構です。</p>
中村都市計画課長	<p>それでは、中宮浄水場更新事業にかかる都市計画の変更といたしまして、スクリーンにお示しさせていただいております議案第2号から議案第4号を一括して御説明のほうをさせていただきます。</p>

いずれも枚方市が定める都市計画でございます。ここからは失礼して、着席して御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本案件は、お手元の議案書及び議案書資料となっておりますが、前のスクリーンにて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、本案件にかかる中宮北地区につきましては、赤枠で囲った区域、現在の中宮浄水場の南側に位置しております。

この地区につきましては、本市上下水道局が既に用地を取得し、中宮浄水場の更新事業として、新たな水道施設を計画していることから、今回それに先立ちまして関連する都市計画を変更するものでございます。

次に、中宮浄水場の更新事業について、御説明させていただきます。スクリーン左側の地図は、中宮北地区の周辺を表示したものでございます。

中宮浄水場は、現在、青色の点線で囲っております第1浄水場、第2浄水場、排水処理施設、そして、北側の高度浄水施設からなり、日夜水道水を供給しているところでございます。

今回、スクリーン右側にお示ししておりますように、第1浄水場及び第2浄水場につきましては、それぞれの施設が竣工から40年以上を経過し、老朽化が著しいこと、また、大地震に対する耐震性が不足しており、災害時においても安定的に水道水を供給するための対策が必要なことから、本市上下水道局におきまして、施設の更新に着手することといたしました。

さらに、施設の更新に当たりましては、現在の給水機能を維持した状態で行う必要があることから、現行施設の近接地である中宮北地区の用地を国から取得し、水道施設の整備を進めることとしております。

次に、更新施設の概要についてでございます。

こちらにつきましては、現時点では予定となっておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

上の表、更新施設の概要につきましては、敷地面積が約1万8,000平方メートル、建築面積が約5,000平方メートルでございます。建築物の用途は、水道施設となり、市民の皆様へお配りする安全で安心な水道水を安定して供給するための施設を建設いたします。

構造、高さ、階数につきましては、それぞれ鉄筋コンクリート造、約12メートル、地上2階、地下2階を予定しております。

す。

次に、下の表、施設整備後の周辺環境への影響でございます。

初めに、騒音につきましては、処理施設を可能な限り建物内に設置することで、フル稼働時の想定する騒音であっても、現在の用途地域である第一種中高層住居専用地域の騒音基準値以下に抑制できるよう計画しております。

また、振動、粉じん、臭気、煤煙につきましては、浄水処理の工程における影響は極めて小さいものとなります。

次に、施設の配置計画について御説明させていただきます。

イメージ図のように、敷地の周囲につきましては、周辺の居住環境に配慮し、四方を囲むように敷地境界から約10メートル程度の緩衝緑地帯を配置いたします。

また、建設する建物等につきましては、周辺の環境に配慮した落ちつきのある色合いとする計画としております。

なお、こちらの配置計画につきましても、今後、詳細設計などにより変更する可能性があり、現時点の想定であることを御了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、更新事業の経過及び今後の予定についてでございますが、平成28年度に更新用地の取得及び基本構想を作成し、現在、埋蔵文化財調査を行っているところです。

本事業は、DBO方式という設計・工事・維持管理を民間が行う方式を想定していることから、今後、事業者選定に関する手続を進め、平成32年度から詳細設計及び建設工事に着手する予定でございます。

供用開始につきましては、平成37年度を予定しております。中宮浄水場の更新事業の概要につきましては、以上となります。

続きまして、各議案について御説明させていただく前に、都市計画制度における各都市計画の構成のイメージについて、御説明をさせていただきます。

都市計画につきましては、一番上の区域区分をはじめとして、多くの種類がございます。本日、御審議いただく案件につきましては、区域区分の下にある地域地区のうち、赤色で表示しております用途地域及び高度地区、防火地域及び準防火地域でございます。そのほかにも多数の都市計画が存在しており、このイメージ図のようにさまざまな都市計画が重なり合う形で、都市全体の見取り図として定めております。

次に、本市では用途地域の種類に合わせて、高度地区と防火地域及び準防火地域を指定しており、一定の相関性をもって指

定しておりますので、御説明をさせていただきます。

こちらは、三つの都市計画の相関性を表として整理したものでございます。

住居系の七つの用途地域では、建蔽率40%から60%、容積率につきましては100%から200%を基本とし、高度地区は、用途地域単位で第一種から第三種を設定しております。

また、建蔽率60%以上の用途地域内では、準防火地域の設定を行うこととしております。

次に、中段の商業系の二つの用途地域では、建蔽率を80%、容積率は300%以上を基本とし、市街地再開発事業など高度利用を図る区域では400%から600%としている地域もございます。また、高度地区は指定せず、防火地域や準防火地域を設定することとしております。

工業系の三つの用途地域につきましては、建蔽率を60%、容積率は200%を基本とし、高度地区は指定せず、準工業地域のみ準防火地域を設定することとしております。

以上が、都市計画制度の概要となります。

ここからは、各議案の変更の理由を御説明させていただき、後ほどまとめて各変更内容などを御説明のほうをさせていただきます。

初めに、「議案第2号 東部大阪都市計画用途地域の変更」でございます。

議案書資料では、資1ページから資5ページまでとなっております。

変更理由といたしましては、中宮浄水場における施設の老朽化などに対応し、新たな水道施設を整備するため、本案のとおり用途地域を変更するものでございます。

続きまして、「議案第3号 東部大阪都市計画高度地区の変更」でございます。同じく議案書資料では次ページ、資7ページから資11ページまでとなっております。

変更理由といたしましては、本市におきましては、良好な居住環境の保全を図るため、用途地域指定の併用制度として、住居系用途地域に高度地区を定めております。基本的には、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域におきましては、第一種高度地区を、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域におきましては、第二種高度地区を、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域におきましては、第三種高度地区を指定するものとしております。

今回、用途地域の変更を行うことから、現在の指定構成に沿って高度地区を変更するものでございます。

続きまして、「議案第4号 東部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」でございます。同じく議案書資料では、資13ページから資17ページまでとなっております。

変更理由といたしましては、本市においては市街地における火災の危険を防除するため、建築物が密集する商業地域には防火地域を、近隣商業地域と火災などの災害の際に倒壊や延焼の危険性が高い木造建築物が多く立地し、建築物が比較的密集する建蔽率60%以上の住居系用途地域及び準工業地域には、準防火地域を指定しております。

今回、用途地域の変更を行うことから、現在の指定構成に沿って、防火地域及び準防火地域を変更するものでございます。

以上が、議案第2号から第4号までの都市計画の変更理由でございます。

続きまして、各議案の都市計画の変更内容について、御説明させていただきます。

変更する区域を赤枠で表示しております。

「議案第2号 用途地域の変更」につきましては、現在の用途地域は第一種中高層住居専用地域を指定しておりますが、新たな水道施設を整備するために、工業地域に変更するものでございます。

なお、建蔽率及び容積率につきましては、変更のほうはございません。

次に、「議案第3号 東部大阪都市計画高度地区の変更について」でございます。

オレンジ色の斜め線が第二種高度地区、スクリーン右側、非常に見にくいんですけど、こちらのほうになります。こちらのほうにつきましては、オレンジの縦線が、こちらのほうが第三種高度地区の区域をお示ししております。

変更する区域につきましては、現在、第二種高度地区を指定しております。高度地区は、用途地域と連動する形で指定しておりますので、今回、用途地域を工業地域に変更することから、高度地区を指定なしに変更するものでございます。

次に、「議案第4号 東部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」でございます。

赤色の斜め線が準防火地域をお示ししており、今回、変更する区域につきましては、現在、準防火地域を指定しております。

防火地域及び準防火地域につきましても、用途地域と連動する形で指定しておりますので、用途地域の変更に伴い指定なしに変更するものでございます。

以上が、議案第2号から議案第4号までの都市計画の変更内容でございます。

最後になりますけれども、これまでの経過及び今後の予定について御説明させていただきます。

昨年の9月7日、8日に中宮浄水場管理棟にて都市計画の案に関する市民説明会を開催させていただきました。

両日で合計9名の方に御出席いただいております。

また、9月7日から25日までの期間におきましては、都市計画の案の閲覧及び公述申し出の受付を行いました。公述の申し出はございませんでした。

このため、10月6日に開催を予定しておりました本市都市計画公聴会につきましては、開催を中止しているところでございます。

その後、11月8日から22日まで都市計画の案の縦覧を実施いたしましたが、いずれの案件も意見書の提出はございませんでした。

今後の予定でございますが、本日、本審議会で御承認をいただきましたら、本年2月上旬には都市計画の変更の告示を行うこととしております。

以上、議案第2号から議案第4号までの説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

吉川会長

御苦労さまです。ただいま事務局より説明のありました議案第2号から第4号について、委員の皆様のほうから質問等ございませんでしょうか。

岡委員。

岡委員

用途地域的に見ると、住居専用地域と工業地域が今まででも中に食い込んでいたものが、さらに隣接しながら食い込んでいくような形になるものと思うんですけれども、これまでは用途地域の、私、見直しという言葉はよく聞いていて、現状に合わせて用途地域を変えて、見直ししていくということはわかるんですけれども、今回、変更というのは、これは立案というか、そういうものは誰でもできるものなんでしょうか。

というのは、公共的な事業なので許される、許されるという

<p>吉川会長</p>	<p>か、そういうふうな要件のもとに、これが進んでいる計画、案であるのか、そうでなくて、先に用途が決まってから、都市計画的な用途地域の変更ということはあり得るのかというところを教えていただけたらと。</p>
<p>中村都市計画課長</p>	<p>課長。</p> <p>先ほどの御質問なんですけれども、本市では用途地域の見直しにつきましては、一定、検討の対象となる要件等々含めて、公表しているところでございます。</p> <p>その中で、この考え方の中で用途地域の見直しについては、基本的には大阪府さんが実施しております区域区分の見直し、これが5年に一度ございます。その中で、5年に一度は用途地域についても一斉見直しをするということになっておるんですけれども、ただ、その見直しの中で随時検討する区域として、例えばこういうプロジェクトで対応するものであるとか、政策的に取り組まなければいけないもの。</p> <p>それと、あとあわせて、例えば民間さんとかで提案があれば、当然、そういうのも検討するということが重要なことでございますので、都市計画法の中で、都市計画の提案制度というのがございます。その中で、一定そういう制度を活用するというのも、一応要領の中でも公表しているところです。</p> <p>その中で、提案の御相談という形であるんですけれども、その中で、まず何が重要かといいますと、我々都市計画マスタープランとか、上位計画を策定しているところで、やはりそちらのほうには、当然、適合しとかなあかんとか。</p> <p>あと周辺の土地利用状況であるとか。あと今回の見直しの考え方というのも、当然、公表してますので、そこら辺で、一定、都市計画提案制度についての御相談をいただければ、市のほう、また、その提案者の方がその制度にのっとって、変更が必要なのかというのは検討した中で進んでいくというような状況でございます。</p>
<p>岡委員</p>	<p>それで、今回、住居専用地域の中に工業地域がさらに食い込んでいくような形になるんですけれども、今回は水道の施設であるので、十分な検証もされているし、周辺にも説明されているんですけれども、後々用途地域だけが残って、用途がなくなる場合があると思うんですけれども、いつのことかはわかりま</p>

	<p>せんけれども、そういうふうになった場合は、これはどういうふうになるのでしょうか。</p>
吉川会長	<p>課長。</p>
中村都市計画課長	<p>今、かなり先の話か、ないかもわからないんですけど、そういう場合は、一定、そのときにもう一度改めて周辺の土地利用状況とか、あと今後どうしていくかというのは、当然、検討した中で用途地域の見直しというのも検討していくものかなというふうに思っておるところです。</p>
岡委員	<p>ありがとうございます。</p>
吉川会長	<p>ほかにございませんか。 今の岡委員の御質問に関連するんですが、新しく手に入れられる、用地のほうに、新しく浄水場を新しく高度化されたものが建設されるということになると思うんですが、そしたら、もちろん浄水場なので、現行のものを動かしつつ新しいものを造らないといけないと思うんですが、古いほうの、この地図で見ると北側のほうはどんなふうな使われ方になっていくのか。</p>
中井浄水課長	<p>浄水場なんですけども、今、今回、土地を買わせていただいたのも、上水道をつくりながら新しい浄水場をつくっていくという、そういう水道局の使命がございまして、あと古いところというのは、また50年後、60年後の種地になるのかなというのが、まず一つと、もう一つは、高度浄水処理というのが、北のほうに残ってたと思うんですけども、そちらのほうも平成10年に立ち上げられたものなんですけども、こちらのほうもまた古くなってくると、この位置に戻ってくるというような形で、今、種地を確保しつつ大きく施設を回していきたいなというふうに考えておりますので、このまま水道用地として活用したいと考えております。</p>
吉川会長	<p>わかりました。ほかに転用されるということではなくて、順次更新を繰り返していくということで、理解いたしましたので。ほかにございませんか。 それでは、御意見、御質問もないようですので、これにて議案第2号から第4号について審議を終了したいと思います。</p>

<p>出席委員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号、議案第3号及び議案第4号について、原案のとおり承認することについて、御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>吉川会長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号、第3号及び第4号については、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議事次第の2番、「意見聴取案件 東部大阪都市計画道路の変更について」に移りたいと思います。</p> <p>本案件は、大阪府が都市計画決定を行うものであり、府の都市計画審議会の議を経ることになっておりますが、決定に際しては、関係市町村の意見を聴くこととなっておりますので、意見聴取案件としております。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>中村都市計画課長</p>	<p>それでは、意見聴取案件といたしまして、「東部大阪都市計画道路の変更について」御説明のほうをさせていただきます。着席にて御説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本案件は、お配りしております意見聴取案件資料にその概要を記載しておりますが、本日はスクリーンにて、より詳しく御説明をさせていただきますので、ご覧願います。</p> <p>まず最初に、これより説明させていただきます東部大阪都市計画道路の変更につきましては、大阪府が定める都市計画でございます。</p> <p>都市計画の説明の前に、意見聴取案件の流れについて簡単ではございますが、御説明のほうをさせていただきます。</p> <p>大阪府が都市計画の変更を行う場合は、都市計画法第21条第2項を準用する同法第18条第1項におきまして、関係市町村の意見を聴き、かつ大阪府都市計画審議会の議を経て、都市計画を変更するものと規定されております。</p> <p>その手続の流れをスクリーンにてお示ししております。</p> <p>まず、都市計画決定権者である大阪府が都市計画の変更案を作成し、その変更内容について関係市町村である本市へ意見照会が行われております。</p> <p>本市といたしましては、大阪府へ回答するに当たり、本審議</p>

会にていただきました御意見を踏まえ、本市の意見を大阪府に対して回答させていただくこととなります。

その後、本市からの意見を踏まえ、大阪府都市計画審議会において、都市計画の変更案に対する審議が行われ、御承認いただければ、都市計画の変更、告示を行うこととなります。

それでは、都市計画の内容について、御説明させていただきます。

まず、位置図でございます。今回、大阪府が都市計画の変更を予定しております牧野高槻線と京都守口線の位置でございますが、スクリーンに赤色のラインでお示ししております区間となります。本市の西側、牧野駅から南西約700メートル付近に位置しております。

次に、本市と高槻市を結ぶ牧野高槻線を中心とした周辺地域の位置図と、牧野高槻線の路線概要をお示したものでございます。

牧野高槻線の概要といたしましては、枚方市域の京都守口線と高槻市域で計画しております十三高槻線を結ぶ路線でございます。

現在、淀川を渡河する橋梁は、枚方大橋から北は京都府八幡市の御幸橋まで、約12キロメートル離れていることから、本線は枚方大橋に集中する交通の分散や渋滞緩和、淀川で分断されている地域間の交流促進、防災面の機能強化などに寄与する路線として、今回、大阪府が事業化に向け本路線の見直しを行ったものでございます。

次に、変更の理由ですが、東部大阪都市計画道路のうち、3・1・210-2号牧野高槻線は枚方市域と高槻市域を結ぶ広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。本路線について、広域幹線道路として計画内容を見直した結果、本案のとおり延長、車線数、幅員及び構造形式などを変更し、名称を3・3・210-2号、牧野高槻線とするとともに、3・3・210-4号、京都守口線について交差構造を変更するものであるとしております。

次に、牧野高槻線の変更内容でございます。

この路線は、当初牧野穂谷線として都市計画決定され、平成25年8月に大阪府が行いました都市計画道路の見直しにより、黄色でお示ししております現在の区間のみを牧野高槻線として存続させております。

現行の内容といたしましては、延長が440メートル、道路

幅員は27～50.5メートル、車線数は6車線、構造は地表式とされています。

今回、改めて大阪府が本路線の見直しを行った結果、現在の黄色の線形から、赤色でお示ししております線形に都市計画の変更を行うものでございます。

変更の内容といたしましては、これまで京都守口線から淀川左岸堤防までの区間としていた起終点を、京都守口線から高槻市域との行政界までの区間に変更することにより、延長が1,230メートルとなっております。

また、都市計画道路の必要性や事業の実現性を精査し、現行の道路基準に合わせて車道・歩道などの幅員構成を見直すことにより、車線数を4車線とし、道路幅員を26メートル～40メートルに変更するものでございます。

なお、構造形式につきましては、一部を嵩上式とするとともに、京都守口線との交差を立体交差から平面交差へ変更するものでございます。

次に、道路断面でございます。

標準断面となるA-A断面での道路幅員は、全幅で37.5メートルとなります。幅員構成は3.25メートルの車道、4車線と、2.5メートルの自転車通行帯及び歩道並びに中央分離帯を有する断面としております。

また、京都守口線から淀川左岸堤防までの区間につきましては、道路と隣接する土地との間に高低差が発生することから、牧野高槻線に隣接する土地への接道を確保するため、道路両端に5メートルの副道を設置する計画となっております。

なお、この副道につきましては、都市計画上、車線数に含まれてはおりません。

また、淀川を渡河する区間の断面につきましては、この副道を除いた断面となり、幅員につきましては、約26メートルでございます。

次に、道路線形でございます。

京都守口線から淀川左岸堤防までの区間では、車線数の減少や現行の技術基準への見直しが行われ、この都市計画の変更により、新たな土地に都市計画の制限がかからないよう、現行の都市計画区域内で道路線形の変更が行われており、黄色でお示ししておりますのが、変更前の都市計画の区域、赤色でお示ししておりますのが、変更後の都市計画の区域でございます。

以上が、牧野高槻線の変更内容でございます。

続きまして、京都守口線の変更内容について、御説明させていただきます。

京都守口線につきましては、楠葉中之芝2丁目を起点とし、出口1丁目を終点とする延長約10,580メートルの計画がありますが、御説明につきましては、今回、変更する区間のみとさせていただきます。

黄色でお示ししている現在の区間を、先ほど御説明いたしました牧野高槻線の変更に伴いまして、赤色でお示ししている線形に都市計画の変更を行うものでございます。

地表式の区間における鉄道などとの交差の構造につきましては、牧野高槻線と京都守口線との交差を立体交差から平面交差に変更にすることにより、立体交差箇所がなくなり、平面交差箇所が1カ所増え、路線全体では5カ所から6カ所となります。

また、交差部付近の道路幅員につきましては、これまで牧野高槻線とのシフト区間を両側に計画していたものを、牧野高槻線側のみとする変更を行うことから、道路幅員22～28メートルを、22～23メートルとするものでございます。

次に、道路断面でございます。

B-B断面でお示ししておりますとおり、牧野高槻線との交差部付近、約400メートルにおいて京都側から牧野高槻線へ向かう右折車の需要に対応するため、右折レーンを2車線確保しており、全幅で23.25メートルとなります。

幅員構成としましては、3.25メートルの車道5車線と2.5メートルの歩道、並びに中央分離帯を有する断面としております。

次に、道路線形について御説明させていただきます。

黄色でお示ししておりますのが、変更前の都市計画の区域、赤色でお示ししておりますのが、変更後の都市計画の区域でございます。

なお、黒点線内の点滅でお示ししております区域が、新たに都市計画の区域となる区域でございます。これは京都側から牧野高槻線へ向かう右折車の需要に対応するため、現行の計画よりも長い右折レーンの区間を確保する必要があることによるものでございます。

以上が、京都守口線の変更内容でございます。

この都市計画道路の変更に当たり、大阪府では昨年7月に説明会が開催され、都市計画原案の閲覧を行った中で、公述申出がありましたので、昨年8月には大阪府都市計画公聴会が開催

されております。

このことから、公聴会における意見の要旨と、大阪府の考え方について御報告させていただきます。

平成30年度第1回大阪府都市計画公聴会におきまして、本市域では、1名の方が公述されております。この御意見につきましては、都市計画法第16条第1項に基づき、都市計画に住民の意見を反映させるために、公聴会の開催を行った際に述べられたものでございます。

この内容につきましては、お手元の意見聴取案件資料の意9ページに添付させていただいておりますので、あわせて御確認ください。

御意見の要旨といたしましては、交通量の増大に伴う騒音、振動、排気ガス、渋滞から、沿線の環境をこれ以上悪化させないためにも、再検討をしていただきたい。

また、淀川渡河橋については、ほかのルートも考えるべきである、枚方大橋周辺の渋滞解消がうたわれているが、具体的な渋滞の状況なども明らかにされていないとの御意見をいただいております。

これに対しまして、大阪府の考え方につきましては、1点目、住環境への影響については、事業者として必要な対策の検討を行ってまいります。

2点目として、淀川の渡河橋について、新名神高速道路への併設については、構造、施工方法、事業費などに多大な影響があるため、牧野高槻線がよいと考えております。

3点目、枚方大橋については、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査、いわゆる平成27年交通センサスでございますけれども、その結果によると、渋滞が発生しておりますと、平日12時間混雑度が2.24であるとの考え方をお示しされております。

続きまして、都市計画法第17条に基づく意見書の概要についての御報告でございます。

先ほど御説明させていただきました公述内容及びその公述内容に対する大阪府の考え方により作成された都市計画案の縦覧が行われており、縦覧期間は昨年の11月14日から28日まで、縦覧場所は、大阪府庁別館3階の都市整備部計画推進課で行われ、意見書の提出数が本市域では18件ございました。

提出された意見書の主な内容といたしましては、1点目、交通量の増加に伴う住環境の悪化を懸念。

2点目、交通量の増加、道路拡幅に対する歩行者の安全確保。

3点目、新名神高速道路との併設など、ルートの再考といった御意見をいただいていると、大阪府からは聞いております。

なお、提出された意見書に対しましては、現在、大阪府が見解を含め整理中ございまして、さきの大阪府都市計画審議会で、いただいた御意見とその考え方を示され、御審議いただくこととなります。

続きまして、大阪府から示されている都市計画変更案について、大阪府へ回答を予定しております本市の意見内容について、御説明のほうをさせていただきます。

まず、本路線につきましては、枚方大橋に集中する交通の分散や渋滞緩和、淀川で分断されている地域間の交流促進、防災面の機能強化などに寄与することを目的に、本市並びに高槻市の両市からもこれまでから整備要望を行っている路線であり、大阪府におかれましては、様々な検討により最適案として示されていることから、大所高所の観点から都市計画の内容としては、意見なしと考えておりますが、事業着手に当たりましては、その他事項として、まず1点目としまして、牧野高槻線の供用に当たっては、京都守口線の拡幅整備と同時供用に取り組むこと。

環境影響評価に基づき、必要に応じて対策を講じること。

事業着手に当たっては、地元へ説明を行うこと。

周辺市道への影響に対する本市の取り組みに協力すること。

市道との交差点の対策を講じること。

枚方高槻線、これは府道ですけれども、府道枚方高槻線の安全対策を講じることといった内容を、大阪府に対して回答してまいりたいというふうに考えております。

最後になりますが、これまでの都市計画の経緯と、今後の予定について御説明させていただきます。

先ほど御説明させていただきましたが、大阪府では、昨年7月に市民説明会を2回開催され、その後、都市計画原案の閲覧及び公述申出の受付が行われております。

公述申出期間内に、公述申出の提出がありましたので、8月10日には大阪府都市計画公聴会が開催されました。その後、11月14日から28日までの期間、都市計画法第17条に基づき、都市計画案の縦覧が行われ、意見書が提出されております。

本日の審議会でいただく御意見を踏まえまして、今後、本市

	<p>の意見として大阪府に対し回答をさせていただき、2月8日に開催されます大阪府都市計画審議会に本案件が付議され、承認されれば、本年3月中旬に都市計画の変更告示を行う予定とされております。</p> <p>以上、意見聴取案件の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
吉川会長	<p>ご苦勞様でした。ただいまの事務局より説明のありました意見聴取案件について、質問、御意見等ございませんか。</p>
松岡委員	<p>それでは、私のほうからなんですけれども、まず初めに、ちょっとどうしても気になるのが、以前の、都市計画審議会のほうでも話させていただいておったんですけれども、平成26年に枚方市が淀川渡河橋の検討ということで、資料出されている中でのマイナス便益についてなんですけれども、1回目の審議会でもマイナス便益については、これは西牧野地域が最も大きいではないですかということで質問をさせてもらったんですけれども、そのときには、この検討そのものが京都守口線を2車線で検討しているの、今回4車線化の都市計画となるので、影響が異なってくるんだというふうなことは、答えていただいたと思うんですけれども、ではちょっと具体的に4車線になるとどういう便益額の結果にかかわっていくのかというところが、教えていただけないでしょうか。</p>
中村都市計画課長	<p>まず、第1回審議会が終わった後に、費用便益とか、そこら辺については大阪府さんのほうへ、確認はさせていただきましたけれども、そういう費用便益というのは、大阪府のほうではまだ算定されていないということでございます。</p> <p>その中で、渡河橋の重要性、そういう必要性というものを踏まえた中で、今回牧野高槻線の事業に検討、着手するというふうな状況でございます。</p> <p>それと、あと先ほど平成26年に本市のほうで一定検討をしたというお話あったんですけれども、この検討書といいますのは、渡河橋の必要性を、国や大阪府に提案することを目的に、そういったことで市のほうで検討をしたということでやっております。その中で、やはり交通量というのは、非常に重要な問題でございまして、本市では先ほどお話いただきました2車線ということで算定しております。</p>

	<p>それと、あとあわせて、大阪府のほうではこの交通量というのは、中期計画で大阪府さんが、平成28年にこの事業を進めるということの後に、概略設計をすることに伴い、交通量調査をされておりますので、当然、その段階では計画をされているということで4車線ということでされているような状況です。ですので、もともとの交通量の交通センサスにつきましても、本市では平成27年を基準に、交通量を推測しておると、大阪府さんのほうには、平成27年、こちらのほうの交通センサスをベースに検討されているということで、大阪府さんがより近い数値になっているのかなというふうに思っております。</p> <p>すみません、枚方市のほうでは平成22年のセンサスで、大阪府は平成27年ということで訂正させていただきます。</p> <p>その中でやっておる状況ですので、やはり交通量というのは変わっているということで、御理解のほうをいただきたいというふうに思っております。</p>
吉川会長	松岡委員。
松岡委員	<p>私の認識では、割と大きな計画かなと思っているんです。その中で、府としても便益の検討が、便益額が検討されていないというところ辺は、ちょっと驚きやったんですけども、どんな議論を、府のほうでされていくのかなと思うんですけども、どうも話を聞いてるとありきの、橋ありきで進んでいるのかなというふうな印象がぬぐえないというところなんですけれども、先に質問を続けていきたいと思うんですけども、今回、牧野高槻線の整備理由の一つが、枚方大橋の渋滞解消もあるんですよと、今日もおっしゃっていただいていたんですけども、平成26年のこの同じ、検討の中を見れば、2ページのところで、枚方から車の移動先というのが示してあるんですけども、八幡市、茨木市など、守口市など、寝屋川市、交野市ということでやられておるんですけども、その中で見ると、高槻市はこの中の6市では、最も少なくても、1万台というふうな検討結果が示されているんです。</p> <p>最も多いのが、守口市などへの移動する車ですよと、枚方市から最も多いのは守口市などに移動する車が多いんですよということが書かれているんです。そこで一つ目の質問なんですけれども、今回、橋をつくることで牧野高槻線の周辺に、車を、交通量が増えるのは、橋がつくれば車呼び込むことになるんだ</p>

よというようなことも、ヒアリングなんかじゃ少しお聞きしておるんですけども、これでいうと単純に、枚方大橋で、今、起きてる渋滞が西牧野地域にも起きてしまう。渋滞が二つに増えていくだけの話になってしまうんじゃないかなというような懸念をしているのと、そのことについては、どう考えたらいいかかということと。

それから、今、先ほどの府のところの枚方市域の方の御意見の中でも、歩行者への安全確保というようなところがあったんですけども、今回、橋つくる地域っていうのは、例えば少し手前でいうと、北牧野団地で府営団地もあるところですよと、今、西牧野地域っていうのは、新たな住宅の開発が次々とされている地域なんですよ。そういう方たちにとっては、京都守口線の府道を渡って京阪電車を利用するというようになっていくんですよ。

ちょっと今は2車線なので、感覚的に渡るにはそんなに苦労は、御苦労ないのかなと思うんですけども、今回4車線化ということですから、私でいえば、想像できるのが国道1号線を毎日通勤で歩いて渡って電車に乗るような、そういう感覚になるのかなと思うんですよ。

その中で、今、ここの府道の横断歩道というのは、押しボタン、生活弱者用というのが採用されているんですよ。これを押したらどうなるかといったら、歩行者の青信号が1.2倍に延長される信号の押しボタンなんですよということなんです。

今回、距離も長く、横断する距離も長くなりますよ。これは弱者用の信号機を押されたら、歩行者の渡る時間が1.2倍になりますよということだいうと、これは車の流れと歩行者の方の横断との関係でいうと、渋滞をさらに呼び起こしていくようなものになっていくんじゃないかなということを考えるんですけども、本当にこれは4車線化が渋滞を防げることになるのかということと、あとは、やっぱり歩行者の立場でいうと、4車線の道路というのの横断については、適切なこれは交通対策と呼べるのかどうかということら辺の、ちょっと見解についてお尋ねいたします。

中村都市計画課長

今回、新たな道路ということで、本市としては、やはりメリットとして地域間交流の促進であるとか、あとアクセス機能の強化、それとあと防災機能の強化ということで、これまで要望して、大阪府さんのほうで一定事業をしていただけるというふ

うな形になっています。

やはり新たな道路とか、そういうのを整備することによって、デメリットというのもし生じてくるのかなというのは、そうなのかなというふうに思っております。

ただ、そのデメリットをいかに今後、調査とか、そういうのをした中で、いかに低減していくか。もしくは、対策を講じていくかというのが、重要なことやというふうに考えております。

その中で、大阪府さんであれば、先ほど4車線化になれば、歩行者の安全等といった御意見あったんですけども、そこら辺につきましては、やはり大阪府さん、当然、道路をつくるに当たりましては、交通管理者と協議というのが出てきます。その中で、やはり信号、例えば信号の現示を長くするとか、それが一定、交通管理者との協議によって、そういう道路計画を立てられますので、そこら辺は今後、大阪府さんのほうで検討されていくというふうに思っております。

それと、あとあわせてさまざまなデメリットというのはあるんですけども、そちらのほうは、例えば環境とかいう話にもありますけれども、そこら辺も大阪府さん任意ではございますが、環境影響評価とか、そういうのを実施されて対策を講じていただけると。

また、本市としてもやはりそういった渋滞対策を検討していくといった形でやっていきたいというふうに思っています。

あと、交通量の予測調査をした中で、渋滞するところというのは、大阪府さんが把握をされておまして、それが牧野高槻線から北に向かって京都まで向かって4車線化をするという、この中では渋滞対策をしていただくというふうな形になっておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

吉川会長

松岡委員。

松岡委員

ちょっと今、具体的な交通量が一体どれぐらいなのかというのが、私たちは見えていない中での話をしていかなくちゃならなくて、今、府の調査結果なんかもわからないままなんですけれども、ちょっと今、環境の問題触れられたんですけども、少しその前に、今回、昨日、西牧野校区の自治連合会の会長の方から府への要望書という形で、私たちにも資料として届けられたんですけども、この一番目に新名神高速道路については、併設する案が、新名神高速道路と今回の淀川の渡河橋というの

	<p>が併設する案、なぜ採用されなかったのかというところが、また記載がされているんですよ。この問題は、今日示していただいている公述のところにも同じようなことが書かれておりまして、府の見解としても構造だとか、施工方法を事業費などに多大な影響があるために、牧野高槻線が優位ですよということが書かれておるんですけども、恐らくこれでは納得、この府の考え方では納得できないということで、またさらに同様の要望ということが記載されておるのかなと思います。</p> <p>具体的に、では市の検討資料にもあるように、二層式と並列には、検討しましたよというふうに書かれておるんですけども、それ以外の検討余地というのはなかったのか。検討されたのか。</p> <p>また、現在の案でも国会では、牧野高槻線での国会のほうでは、約100億円を大きく上回る事業費がかかるんだということで答弁がされているんですけども、事業費比較ね、併設にするのと、牧野高槻線との事業費比較でいうと、どの程度差があったのか。ちょっと具体的な数字がわかれば、教えてください。</p>
吉川会長	課長。
中村都市計画課長	<p>本市では、こういった渡河橋の国・府に対する御提案ということで検討させていただいて、提示はさせていただいているんですけども、大阪府さん、こういった検討をされているかというのは市のほうではわかりかねますので、お答えは控えさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。</p>
吉川会長	松岡委員。
松岡委員	<p>では、住民の方も求めておられるので、大阪府に対しては、やっぱりこのあたりでもう少し丁寧に、やっぱり住民には事業開始に当たっては説明するべきだという、理解求めるべきだということはしっかり伝えていただく必要があると思うんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。</p>
吉川会長	課長。
中村都市計画課長	先ほど市のほうから、今、考えている意見というのをお示し

	<p>させていただいたんですけれども、こちらのほうは、下にその他の項目ということで、6項目ほど書かせていただいているんですけれども、その中で、3点目です。事業着手に当たっては、地元へ説明を行うことというふうなことも文言入れさせていただいていますので、そこら辺で御理解、対応のほうでよろしくお願いたします。</p>
吉川会長	<p>松岡委員。</p>
松岡委員	<p>では、この部分についても、事業着手に当たっては、地元の説明に入れていただけると、応えていただけるという理解はさせていただこうかなと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>次に、環境対策について質問を移していきたいと思うんですけれども、まず初めに、騒音対策についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>7月に、牧野学習市民センターであった説明会でも、騒音に対する意見が、大変多数寄せられておりました。環境対策は、今回の資料の府の考え方でも住環境の影響については、必要な対策の検討ということで記載されてあるんです。</p> <p>そこで、ちょっと以前に中村課長のほうからつくっていただいた資料があるんですけれども、その資料を見てみると、牧野高槻線の大型車の混入率は30%と予測しておるんだということなんです。この数字、一体どんな数字なのかなということ調べてみたんですけれども、平成27年の交通センサスを見てみると、樋之上町の観測値では大型車の混入率14%ということで記載されておるんです。</p> <p>つまり今の樋之上町よりも、大体倍程度が牧野高槻線を大型車が走るんだということになると思うんですけれども、という騒音に対する、この状態で騒音に対する具体策というのは、ちょっとどういったものが考えられるのか。わかれば教えていただきたいと思うんですけれども。</p>
吉川会長	<p>課長。</p>
中村都市計画課長	<p>まず、具体策というのは何かというのは、私どもでも当然、お示しすることが、そういうのはわからない状況です。</p> <p>今、実際、大阪府さんのほうで環境影響評価されてる中で、</p>

	<p>今後こういった低減策、そちらをするかというのは検討されるような状況でございます。</p> <p>それと、あと今回、都市計画審議会ということで、都市計画の変更ということで御説明のほうをさせていただいております。</p> <p>その中で、やはり一定、御要望とか、今いただいているんですけども、やはり都市計画の手続の中の御意見としては、どうしても扱うことができない状況です。その中で、今後事業をするに当たって、そういった防音対策とか、そういうのが出てくる状況ですので、こういった状況の中ではなかなか説明のほうはお答えをしにくいというような状況を、御理解いただきたいと思っています。</p>
吉川会長	松岡委員。
松岡委員	<p>ちょっとそもそも住民の説明会でも、大阪府、今回、環境影響評価というのはあくまでも任意だということでおっしゃってたんですけども、ただ、幾ら環境影響評価、任意だといってみても、これは本来であれば条例制定後につくられた計画であったのは、環境影響評価が必要やったということなんですよ。</p> <p>そのことを思うと、やっぱり今回の枚方市の都計審に間に合わせて、府は環境影響評価の結果を示す中で、枚方市の意見が必要だ。聞くことが必要だったんじゃないかなと思うんです。このあたりちょっと納得しがたいなと思うところなんですけれども、枚方市として、府に対して環境影響評価ここに合わせてくださいとか、そういう意見を言うことというのは難しかったですか。</p>
瀬戸口土木政策課長	<p>土木政策課、瀬戸口です。事業主体が大阪府でありますし、我々としましては、環境影響評価が、任意でありましても、この審議会に間に合わせていただきたいというのは言いがたいものでした。</p> <p>以上です。</p>
吉川会長	松岡委員。
松岡委員	最後の質問にしていきたいと思うんですけども、今、具体的に私たちがわかっている中身でいうと、やっぱり一部地域の

	<p>負担がちょっと非常に重くて、またこの周辺地域というのは、例えば牧野駅前だとか、府道沿いに並ぶスーパーですよ、コノミヤとか、関西スーパーがある辺なんですけれども、あのあたりに向けた買い物客などの歩行者が、比較的多いところなんです。そこには歩道もなくて、危険なんですよと、枚方高槻線の話なんですけれども、この御意見、私たちもまちを歩いていると市民の方から日常的にいただく御意見なんです。</p> <p>あともう一つは、くずはモールがある中で、渋滞が多いのは楠葉中宮線なんです。周辺の解消策が今回の計画の中で含まれていない中で、ここだけの議論をしていくというのも、すごく私にしてみたら納得いかない、一つでもあるんですけども、今回、そもそも渋滞だとか、騒音問題というのは、周辺の不動産価値も下げて、市税収入にも影響するわけなんですけれども、本来的には、周辺の課題解消策と一体的な計画にすべきだったんじゃないのかなと思うんですけども、その辺についての見解をお尋ねしたいと思います。</p>
吉川会長	課長。
中村都市計画課長	<p>今おっしゃられた安全対策につきましては、今後、必要な対策を検討していきたいと考えているところです。</p> <p>あと、不動産の価値が下がるとか、そういうのは私どもわかりかねるお話でございまして、その中で、やはり必要なもの、必要な整備はやっていくと。その中で必要な整備をやっていくことによって、課題が出てくる場合、こちらについては一定調査等をさせていただいた中で、検討をしていくというような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
吉川会長	松岡委員、先ほど最後の御質問と言われましたが、はい。
松岡委員	<p>意見だけ言って終わります。</p> <p>別に騒音や渋滞で不動産価値下げることについて意見求めているんですけども、それは私の個人的な感情としてというか、個人的な実感としてお話をさせていただいたんですけども、もともとこの整備というのは、本当、多額な整備費用がかかって、多くの税金が投入されるわけですから、やっぱり全体的に見て、市民にとっても利益が得られたなという整備にしていく</p>

	<p>必要があるんじゃないかなと思います。</p> <p>私の中では、ただしやっぱり「枚方市総合交通計画」をつくった中でも、市民の皆さんの御意見というのは、公共交通の充実が一番やったんです。新しい道路を望んでおられるという状況じゃなかったの、私は新たな道路建設は、もっと慎重にするべきだと、これは意見だけ申し上げて終わりたいと思います。</p>
吉川会長	<p>ほかに御質問・御意見ございませんか。</p> <p>岡崎委員。</p>
岡崎委員	<p>ちょっと単純な質問です。</p> <p>この副道というのは、何のために使うのかということで、もう一つは、余りにも幅が広くて、今、流行の歩道走行をする車が、ただただ増えてるというようなことを、ちょっとテレビでも言ってるんですけども、そういう関係というのははっきりとしていただけのものなのか、どうなのかというところをちょっとお願いします。</p>
吉川会長	<p>課長。</p>
中村都市計画課長	<p>今、ページでいいますと、意5のページになると思うんですけども、今、岡崎委員がおっしゃられているのは、ちょっとこの副道、今回、牧野高槻線は枚方市域のこの部分なんですけれども、ここを見ていただいたらわかりますように農地が広がっているような状況でございます。</p> <p>その中で、例えば牧野高槻線を整備されることによって、農地が分断されるとか、農地が利用できないことが懸念されることから、改めて、この牧野高槻線、高架で上がっていきますので、その横に副道をつけて、農地の利用をしやすいような、促すような形で副道を大阪府さんのほうで設けていただけるような状況でございます。</p>
吉川会長	<p>岡崎委員、よろしいですか。</p>
岡崎委員	<p>ありがとうございます。</p>
吉川会長	<p>田中委員。</p>

田中委員	ざっぱな質問になるかもしれませんが、これはあくまでも大阪府の枚方市とか、高槻市がやはり将来のことを考えて依頼して、事業化してもらおうという流れでよろしいでしょうか。
中村都市計画課長	はい。
田中委員	それで結局、土地収用とか、説明会とか、今後いろいろあるかと思いますが、結局、府がやるという形になるんですよね。
中村都市計画課長	はい、そうです。
田中委員	私がちょっと危惧したのは、枚方市は主体的に今後、府が事業主ではあるんだけど、市の役割というのをどのように推進されていく構えで、心構えでおられるのか。その辺をちょっとお聞かせいただきたい。
吉川会長	どうぞ。
瀬戸口土木政策課長	まだ、枚方市としましては、役割というのは明確にはないんですが、今、委員の御指摘いただいたとおり、推進という観点から、大阪府と協力しまして、事業を進めたいと考えております。 以上です。
吉川会長	よろしゅうございますか。
田中委員	シンプルですね。
吉川会長	ほかに、御質問・御意見ございませんか。 堀井委員。
堀井委員	二、三お尋ねしたいと、僕も初歩的な質問ですけども、この意3のページありますね、そこに東部大阪都市計画道路の変更、大阪府が決定した変更ということで、ずっと下のほうに車線数の内訳というのが書いてあると思うんですけども、これは2車線が4、190メートル、それから4車線が6、390メートルと、こういうことになっているんですが、これはどこからど

	<p>こまでを言うてるんですか。</p>
吉川会長	<p>課長。</p>
中村都市計画課長	<p>まず、こちらのほうに書かれている延長2車線と4車線というのは、北は楠葉中之芝から、それからあと南は出口のほうまで延びてるところでございます、その中で、こちら辺周辺と申しますと2車線でずっときてるんですけれども、申し訳ございません。</p>
堀井委員	<p>ちょっとやっぱり具体的に、図面か何かで示してもらわんと、抽象的でわかりにくい。</p> <p>今、言われた三矢のあたりというのは、もう既に3車線あるわけでしょう。3車線になってますわな。枚方の関西医大のところまでは3車線になってきてますわな。その辺もあるから、ちょっと図面で示していただきたい。会長、どうでしょうか。後日で結構です。</p>
吉川会長	<p>それでは、これは簡単でしょ。用意できます。</p>
中村都市計画課長	<p>後日で。わかりました。</p>
吉川会長	<p>委員の皆様にご図面を配付していただいて、この表自身も非常にちょっと見にくかったですね、そういえば。要するに、京都守口線側のほうの車線の問題ですよな。</p>
中村都市計画課長	<p>はい、そうです。</p> <p>変更のところだけを、今回スクリーンでお示ししているというような状況でございますので、はい、わかりました。すみません。</p>
吉川会長	<p>堀井委員。</p>
堀井委員	<p>それから、先ほどここには出てないけど、市が6項目ほどなんか意見を述べると、こういう、ちょっとそれ出してください。これを府のほうに提出をしていくと、こういうことですね。</p>
中村都市計画課長	<p>予定しております。</p>

堀井委員	<p>これで全ての民意が反映されてるとは、私は思いませんが、これで全てがやっぱり納得できへんいうたら、できてないと、こういう立場ですか。どういうスタンスですか。</p>
吉川会長	<p>課長。</p>
中村都市計画課長	<p>今回、都市計画の内容としては意見はなしということと、それと、下のその他事項というのは、あくまでも本市からの要望事項というような解釈をしていただいたらいいかと思います。</p> <p>その中で、こういったことをちゃんと講じていってくださいというようなことで、府のほうに提出させていただこうというように思っております。</p>
吉川会長	<p>堀井委員。</p>
堀井委員	<p>要望事項といえども、案外、いろいろと含んでますわな。こういういろんな影響がある問題が含んであるからね、このことがたとえ要望事項であっても、このことが府のほうに認知されへんかったら、市はあかんと、こういう立場でいくんですか、どうですか。</p>
吉川会長	<p>課長。</p>
中村都市計画課長	<p>あくまでも要望ということでさせていただくというふうに思っております。</p>
吉川会長	<p>堀井委員。</p>
堀井委員	<p>せっかく副市長来てはるねんからね、副市長はどういうスタンスで臨もうとされていますか。</p>
吉川会長	<p>副市長。</p>
小山副市長	<p>この牧野高槻線の橋梁につきましては、先ほどからありますように、平成25年に全体の可能性の調査をして、それから大阪府のほうに、高槻市さんとともに要望をさせていただいた。</p> <p>ただ、既存の都市計画道路でございますので、当然、将来に</p>

	<p>おいては都市計画の整備がされるものというようなところの中で、本市としましては、やはりこの橋梁を早くつくってほしいということのもとで要望をさせていただいたところでございます。</p> <p>昨年の12月に枚方大橋が事故で片車線が通行どめになりました。その瞬間に枚方市内全体がもうパニック状態になって、本市の職員も9時に登庁できなかった職員がかなり出たというような状況でございます。</p> <p>そのようなことから、この12キロ区間の中に、もう一本橋が必要であるということは、これはずっと言い続けてきたところでございますので、今回の都市計画の変更案につきましては、大阪府とともに変更して行って、本市でできるところは本市でできる。先般、12月の議会で債務負担行為で、本市の全体の交通量を再度見直す委託料を補正予算として上げさせていただいたところでございまして、これによる影響とか、そういうふうなところは、今後、市でできるところはそこできちっとやっていくという姿勢でございます。</p> <p>また、大阪府については、当然、環境影響評価、これはもう既に都市計画をされているところでございますので、新たな環境影響評価はございませんが、それに準じた形で現状の騒音、振動、それからここは4車線で供用開始後のその振動というところの評価をしていただいて、できる限り影響の少ない対策をしていただくというところを、十分に要望をしながらやっていただきたいというように考えております。</p> <p>これは、もう協力関係を持ってやっていくところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
吉川会長	堀井委員。
堀井委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ、今度2月8日が府の都市計画ですね。これでもう決まるわけですか。これで決まるわけですか。</p>
中村都市計画課長	御承認いただければ。
堀井委員	一旦都市計画が決まったら、どのぐらいの見通しなんですか。本当に着手して行って、完成するというのはどれぐらいのスパ

	ンが必要なんですか。
吉川会長	はい、課長。
中村都市計画課長	<p>今、大阪府さんから聞いておりますのは、今年度中に先ほどありました都市計画の変更の告示を予定しております。</p> <p>それと、あと来年度につきましては、大阪府さんのほうで建設事業評価とって、この事業が妥当かという評価、そちらのほうと、あと事業認可に向けた委託等々をされる予定というふうに聞いております。</p> <p>それと、平成32年には用地買収とか、詳細設計に当たりまして、こういった牧野高槻線クラスの事業をするには、おおむね10年ぐらいかかるというふうなことを、大阪府さんからは聞いているところでございます。</p>
吉川会長	堀井委員。
堀井委員	それと、今、平成も、もう年号が変わるようですけど、平成42年ぐらいでないと、この橋はできない。こういうことですか。
吉川会長	課長。
中村都市計画課長	大体の目安として、こういった事業であれば10年ということをお聞きしてますので、今後、社会経済情勢の変化とか、そういうのを踏まえまして、適切に事業のほうを執行していただけるものというふうに思っております。
吉川会長	堀井委員。
堀井委員	この橋ができますと、先ほどからもお話出てますように、京都守口線、もちろんそうですけども、枚方市の都市計画してる道路も相当混んできますわな。特に、今、牧野高槻線、いわゆる牧野高校の前走ってる道路ですね。あれは日曜日になると、たくさん今、スーパーできましたから、スーパーとか、飲食店がたくさんできましたから、あの道路というのは、今でも相当混んでるんですわな。これは本当にこの橋ができて、いよいよ開通するというようになってきたら、大変なことになるなとい

	うように思ってるんですけど、どういう予測をされていますか。
吉川会長	土木政策課長。
瀬戸口土木政策課長	土木政策課、瀬戸口です。今、委員の御指摘の道路は、牧野長尾線のことかと思います。 牧野長尾線につきましては、大阪府さんの予測では増加になっております。 我々としましても、先ほど副市長のほうから御説明がありましたとおり、今年度から来年度にかけて予算をとり、枚方市北部の牧野高槻線の供用に際して影響がある、大阪枚方北部の地域の交通量予測の発注を行う手配もしています。 そして、そちらのほうの調査の結果を、しっかり検討しまして、また、渋滞場所というのも抽出した中で、その後、その具体的な、それについて取り組んでいきたいと考えております。 以上です。
堀井委員	結構です。
吉川会長	はい、田中さん。
田中委員	先ほどの要望の6か条の一覧表ありますか。このその他事項ですね。三つ目、事業着手に当たって、地元へ説明を行うことと。これは私いろいろ説明会の、ほかのあれで聞くと、大体、ある程度はもう大枠決まって、もう硬直化して要望が聞かれない場合が多くて、とにかく説明をしきって納得をさせてしまうと。住民に。そういう、私、最初に質問させてもらって、枚方市がどういように府にうまくやられるんですかといったら、努力されますとおっしゃったんですけど、私、特にこの説明会というのは、やはり要望が反映される範囲でできるだけこの説明会を早目にしてもらって、もうほとんど硬直してしまうんで、あとはもう住民に納得してしまうしかないというようなタイミングじゃない形にしていきたいなというように思うわけでございます。
吉川会長	課長。
中村都市計画課長	今、いただきました御意見等につきましては、大阪府に申し

	<p>伝えをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
吉川会長	<p>他に御意見、はい、高田委員。</p>
高田委員	<p>私からは一つ意見と、一つ簡単な質問だけ答えていただきたいんですけども、まず、意見といたしましては、先ほどこの渡河橋の必要性については、高槻側との交流、あるいは災害への対応というところだったかと思うんですけども、特にこの災害ということについては南海トラフなどイメージされてると思うんですが、期間がかかるというところで10年後というところなんですけれども、こういったところを地震というのはいつあるかわからないものなんですけども、特に災害というところをうたうという点では、やはりいろんな問題、課題というのがあるかと思うんですけども、努力していただきまして、速やかに着手していただければと思っております。</p> <p>あと、地域交流の点につきましても、今後、人手不足等もありますので、これは単純な交流ということではなくて、雇用であるとか、経済面での交流というのが、なるべく早く回っていくようにというところでも、こちらの事業につきましても、なるべく頑張っていて速やかに進めていただければというところがございます。</p> <p>もう一つ、ちょっとあわせて質問させていただければと思うんですが、これは大した質問じゃないんですけども、意見3の東部大阪都市計画道路の変更という資料の（旧）と（新）のところなんですけれども、今回区域の延長があったというのは、市の境目のところなんだろうとは思いますが、今回変更前に440メートル地表式というところが、変更後に290メートル地表式というところで、150メートル地表部分がかわってるんですけども、これは当初の計画の中で、いわゆる川の登り口といいますかね、高さは余り考えてなかったということでしょうか。</p>
吉川会長	<p>課長。</p>
中村都市計画課長	<p>まず、嵩上のところなんですけれども、これはもともと牧野高槻線というのが、京都守口線を渡るような道路でございました。</p>

	<p>ただ、その1号のほうまで向かう道路があったんですけども、それが都市計画道路を廃止することによって、高架のまま残ってしまうことになりますので、それを京都守口線タッチする意味を込めて、地表式の形で、今回変更をさせていただくものでございます。</p> <p>それと、あと道路の延長がもともと440メートルのやつが、枚方市境までいってるということですけど、</p>
吉川会長	課長、940メートルというのは、河川部分でしょう。
中村都市計画課長	<p>そうですね。申し訳ございません。</p> <p>この境目なんですけれども、地表式と嵩上式、何が違うねんといいますと、嵩上式につきましては、地上から5メートルの高さに上がったところからいく場合が、嵩上式という、350メートル区間以上の区間であれば、嵩上式ということで、その部分がちょうど市境のところから、おおむね大体、今、ちょっと非常に図面で見にくいんですけども、ちょうど嵩上式がここら辺から市境に向かっていってるんですけど、ここからが、この部分からが940メートルが嵩上式ということで設定しています。</p> <p>この境から京都守口線までが290メートルが、この部分が地表式ということでございます。</p>
吉川会長	河川部で堤防を越えないといけない部分が上がっていくのが、嵩上げのところですね。
中村都市計画課長	こっからそうですね、こうですね。
吉川会長	いやいや、そっちは橋梁部なんですよ。
中村都市計画課長	橋梁も嵩上式ということで。
吉川会長	嵩上式ですか。
中村都市計画課長	そうです、はい。橋梁部分も嵩上式という定義になっていますので。
吉川会長	わかりやすく言うて、変更後の内容が書かれてるんですけど、

	<p>変更前のやっがないもんだから、どこかどう変わったのか、なかなかわからないかもしれない。</p> <p>はい、高田委員。</p>
高田委員	<p>根本的な話なんですけども、今回の変更で、道路の設計自体は何も変わってないわけですよ。</p>
中村都市計画課長	<p>そうです。変更というか、今の都市計画区域の中で道路が新たに都市計画を決定するということでございます。</p>
高田委員	<p>それで、最初枚方市の部分が、地表式が440だったと思うんですけども、変更されると地表式の部分が290メートルに減ってるんで、道路の形は何も変わってないんですけども、地表の部分が290メートルに減ったのかなという、その150メートル差の御質問でございます。</p>
吉川会長	<p>はい、課長。</p>
中村都市計画課長	<p>まず、変更前440メートルというのが、この区間からこの区間までが枚方市でもともと、枚方市域で都市計画決定された部分で、これが440メートルということになります。</p> <p>それと、あと変更後には、ちょうどこの部分から、高槻に向かって橋梁で上がっていくようなイメージをしていただいたらわかると思うんですけど、その部分が上がっていくところが、今回290メートル上がると。</p> <p>それと、あと残りが嵩上げで上がっていきますので、940メートルというような区域の分け方をしておるところでございます。</p>
吉川会長	<p>ほかに御質問、御意見。</p> <p>上山委員。</p>
上山委員	<p>先ほどの意見書ですかね。6項目ありました。地元の委員さんも多数おられまして、個々にいろいろと地元の方々の意見を交えてお話しされたと思うんです。それで、今、私ちょっと質問なんですけど、都市計画の内容の意見としてはないと、その他事項の中で6項目、7項目あるんですけど、これを意見としては上げたらだめなんですか。</p>

	<p>というのは、当事者であるその地域の方の意見として、ある程度、この辺のところが出てきてるのが現状ですのですね。</p> <p>それと、道路対策とか、市道に関しましては、先ほど答弁あったように、それなりに計画していくという話が出てたわけなんですけど、本市の取り組みに協力することとか入っておりますのでね、そういうのも踏まえて、それを意見として出したらだめなものなんですか。その辺のことをお伺いしたいと思います。</p>
吉川会長	はい、課長。
中村都市計画課長	<p>意3ページをちょっと見ていただきたいんですけども、今回、大阪府さんのほうから意見を市町村に求められているのは、今回でいいますと右のほうです。A3の右側のほうですけども、こちらの東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）、この内容について意見はありますかと。</p> <p>それと、あとあわせて道路の線形とかいう部分もあるんですけども、基本的には、この変更内容、こちらについて意見があるかというのを照会いただいているところです。</p> <p>その中で、今、見ていただいたらわかりますように、道路の種別、これは幹線道路であるとか。道路の番号、あと起終点、区域、構造、こちらに対する意見を大阪府さんに求められているところです。</p> <p>ですので、今回、今、委員おっしゃられたような内容というのは、基本的には大阪府さんのほうが求められている意見ではないということで、本市としても、この都市計画の内容としては意見がないというような回答をさせていただく予定でございます。</p>
吉川会長	よろしゅうございますか。
上山委員	<p>その件につきましては、了解しましたんですけどね。そしたら、地元とかの説明会云々で、先ほどから何度もいろいろな意見出てるんですけど、市に対する、今度は意見という場合、アクセス道路に関してはもう市が対応するということですので、市に対して意見を述べたらいいということで持っていったらいいわけなんですか。その辺は。</p>

吉川会長	はい、課長。
中村都市計画課長	今、上山委員おっしゃられてるアクセス道路というのは。
上山委員	先ほどおっしゃっていた牧野高槻線ですか。それと、
中村都市計画課長	牧野長尾線ですか。
上山委員	枚方高槻線。それと、とうかえでの道のこの2本の道が、直接的には関係がしてくると思うんですけど。
吉川会長	はい、課長。
中村都市計画課長	<p>すみません、今、上山委員おっしゃられたそれぞれの路線で、どちらが維持管理してるかというの当然ありますので、枚方市であれば、牧野長尾線というのは枚方市のほうでやっているところですよ。</p> <p>それと、あと枚方高槻線というのは、ちょうど牧野の踏切を越える道路ですけども、あちらのほうについては、大阪府さんが維持管理されてるということで、それぞれ、市域でありながらいろんな道路あるんですけども、そちらのほうで一定、対応のほうはしていくという状況でございます。</p>
吉川会長	上山委員、よろしゅうございますか。
上山委員	<p>お答えが、聞いている限りでは納得しかねますけど、要するに、渡河橋の関連の道路に関して、それに接続する道路も市民としたら同時に考えていただかないと困るわけですね。橋と府道のみこの計画で意見を求められて、その他のことは関係ないですと、これで突き放されると、地元市民に対しては納得しかねると。</p> <p>ですから、やはりそれに伴うアクセスする市道なり、府道を管理してるのであれば、この道路はどういう具合に並行して考えていくかというのを含めて、意見書に入れてもらいたいと、私個人としては思うんですけどね。</p> <p>全く、説明の今の話では、求められてるところが違うという具合にいわれたら、それは、関連ないですから、それは仕方ないなと思うんですけどね。一番大事なところが意見に反映され</p>

	<p>ないというのはいかがなもんかなという具合に思うんですけど。</p>
吉川会長	<p>はい、副市長。</p>
小山副市長	<p>御意見としては、十分に認識しているところでございます。</p> <p>ただ、先ほど課長のほうが説明しました都市計画で決めるものというのは、起終点を決めたりとか、幅を決めたりとか、距離を決めたりとか、そういうふうなところを決めることにつきましては、もう既存の都市計画でありますし、既に決まってるやつについての意見の聴取がありましたので、それについては意見はなしというような形をさせていただきたいと思えます。</p> <p>ただ、説明会のときでも、この都市計画の意見というよりも、やはり事業における対応というのもしっかりしていただきたいというような御意見がたくさんございました。</p> <p>それを受けまして、本市としましても、この枚方の北部地域の全体の交通量をまず把握して、この橋ができることによって、その交通量がどのように変化していくのか。どこの交差点で渋滞が発生するのかとか。そういうようなところを十分に検証をしながら、これはまだ橋ができるのは、まだもう少し時間がかかることなんで、それまでの間に大阪府さんと一緒になって、その対策については十分に検討していきたいと、そのように考えてございます。</p>
上山委員	<p>わかりました。</p>
吉川会長	<p>ほかに、御質問、御意見ございませんか。</p> <p>意見、御質問もないようなので、これにて、意見聴取案件の質疑を終了させていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、まとめに入りたいと思えます。</p> <p>今しがたも、上山委員の質疑で確認されたと思いますが、事務局から説明がありましたように、大阪府が示されている都市計画の案については、その内容について意見なしとするものの、事業の着手に当たっては、そこに6項目程度上がってます。例えば、今も話題になりましたけど、周辺市道への影響に対する本市の取り扱いに協力というような文言、あるいは、その上、先ほど松岡委員の話にありました環境影響評価に基づき必要に</p>

	<p>対して、対策を講じるというような項目、これをその他事項として大阪府に要望していくということの説明を受けました。ということで、本審議会としましても、委員の中の御意見もございましたが、ある意味で、先ほど市の説明もあった大所高所、例えば災害対応だとかというようなことを考えますときに、都市計画の案については意見なしと考えるんですが、事業着手に際しては、その他事項に挙げる環境対策、あるいは交通対策、それから委員の質問にございました安全対策ということが必要に応じて講じていただくということを、大阪府に要望するというので、していただくようお願いをしたいと思います。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>
出席委員	<p>(「やむなし」の声あり)</p>
吉川会長	<p>続きまして議事次第の3番、報告案件に移りたいと思います。</p> <p>「報告案件1、特定生産緑地制度」について、事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>課長。</p>
中村都市計画課長	<p>それでは、案件報告について御説明させていただきます。着席して御説明のほうをさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、お手元の「報告案件資料」をご覧ください。その中の報3ページをお開き願います。</p> <p>「特定生産緑地制度について」でございます。</p> <p>初めに、「趣旨」でございますが、生産緑地につきましては、市街化区域内における緑地機能及び多目的保留地機能を有する優れた農地などを計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定めております。</p> <p>しかしながら、指定から30年が経過いたしますと、生産緑地の所有者は市に対し、いつでも買取り申出が可能となり、保全すべき都市農地の存続が所有者の意向に左右されることとなります。</p> <p>そのため、平成29年6月に生産緑地法が改正され、新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。</p> <p>本制度により特定生産緑地に指定されました農地などは、引き続き保全されることとなり、良好な都市環境の形成が図られることが期待されるものでございます。</p> <p>また、本市では、平成31年1月11日時点で生産緑地地区</p>

に約91.18ヘクタールが指定されておりますが、そのうち85.91ヘクタールが、平成4年に指定されております。

これらの生産緑地につきましては、平成34年には指定から30年が経過することから、特定生産緑地の指定に向けた取り組みといたしまして、所有者等に対しまして、本制度の周知を行いますとともに、意向を確認することとしております。

このため、本日、本制度の運用及び手続を進めるに当たりまして、制度の内容、並びに今後の予定につきまして、御報告をさせていただくものでございます。

続きまして、「制度の内容」についてでございます。

特定生産緑地につきましては、生産緑地の所有者の同意をいただき、市が指定するもので、生産緑地に指定した日から30年が経過する日、これを申出基準日として、その申出基準日まで指定を行う必要がございます。

特定生産緑地に指定されますと、買取り申出ができる時期は、申出基準日から10年延期され、特定生産緑地指定から10年経過後は、改めて所有者などの同意を経て、繰り返し10年延長することができるものでございます。

また、この特定生産緑地に指定されますと、生産緑地としての規制及び税制特例措置は引き続き継続されるものでございます。

なお、申出基準日までに特定生産緑地の指定を行わない場合につきましては、それ以降、特定生産緑地に指定することができないものとなっております。

続きまして、「今後の予定」でございます。

本年1月に、特定生産緑地制度の概要と説明会の開催の案内を、生産緑地の所有者及び関係者の方々に郵送する予定をしております。

そして3月には、本制度に関する説明会を、市内の北部・中部・東部・南部にわけて計4回開催し、その後4月から、指定申出の受付を開始する予定でございます。

特定生産緑地の指定には、本審議会の意見聴取が必要となっておりますので、平成33年12月ごろに手続をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、平成4年指定の生産緑地地区につきましては、8月と11月の2回にわけて指定しておりますので、特定生産緑地の指定を、平成34年8月と11月に指定する予定としております。

吉川会長	<p>以上、報告案件1の御説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま事務局から報告のありました「特定生産緑地制度」について、委員の方々から御質問、御意見等ございませんか。それでは、上山委員。</p>
上山委員	<p>質問というより、ちょっとお願いを申し上げたいと思います。今後の予定で、今月からこれ、郵送等で連絡をいろいろしていただいていると思うんですけど、我々農業委員会、もしくは関連の農業振興課、JA、関連の以前からのこういう郵送物にしましては、一定のいろいろ回収をしたときの回収率が悪いという前例がございまして、見直しして、いろいろな手を使ってPRしているという状況でございます。</p> <p>今回もこれに従いまして、高齢者とか、いろんな立場上、郵送物を見られないという方も多分におられます。</p> <p>ですから、この対応の仕方を関連部署の農業委員会なり、農業振興課、JA等も相談の上、対応をしていただけたらと思います。以前は、郵送したけど着手したらそんなもん我々知らんがなというおしかりをたくさん受けましたので、今回もそれにならんとも限りませんので、ですから、JAさんを通じて、組合の代表支部長さんを介して案内してもらったり、お言葉をかけてもらうとか。そういった手も必要かと思っておりますので、その辺は十分関連部署と検討していただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
吉川会長	課長。
中村都市計画課長	<p>貴重な御助言ありがとうございます。</p> <p>今、いただいた御助言ですね、そちらのほうを踏まえまして、農業部局、それとあとJAさんにも御協力をいただきながら、また農業委員会さんにも御協力をいただきながら周知のほうを努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
吉川会長	堀井委員、よろしゅうございますか。
堀井委員	今、もう上山さんが要望でいうてくれはったから、それに類するんですけども、4回やられるについて、お役所がやられる

	<p>のはほんまにお役所的やり方でやられるわけですわ。どんなことでもね。そうでなくて、ほんまに農業をされてる方の立場に立ってやってもらわんと、その4回やっても、例えば日曜日とかやってもらえたら行けるけど、平日やったら行かれへんわということもありますんで、懇切丁寧なやっぱりことをやっていただきたいなというのが、私の要望です。</p>
<p>吉川会長</p>	<p>はい、課長。</p>
<p>中村都市計画課長</p>	<p>同じく御助言ありがとうございます。 そちらも踏まえまして、今後、農業委員会さん、農業部局等々、あと調整して図ってまいりたいと思っています。</p>
<p>吉川会長</p>	<p>ほかに御意見、御質問ありませんか。 それでは、ないようですので、報告案件の2へ移りたいと思います。 報告案件2は、「次回予定案件」についてということですので、事務局より報告を求めます。 課長。</p>
<p>中村都市計画課長</p>	<p>続きまして、報告案件2の次回予定案件について御説明のほうをさせていただきます。同じく着席して御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。 報告案件のページ数としましては、報7ページとなるんですけども、そちらのほうをお開き願いまして、よろしく願いをいたします。 「枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業等について」で ございます。 本件につきましては、枚方市駅周辺において地権者組合による市街地再開発事業を行おうとするもので、本事業により枚方市駅北口駅前広場の拡充を行うとともに、老朽化した集合住宅の更新や低利用地の高度利用を図ることとしております。 まず初めに、口頭ではございますが、これまでの取り組みについて簡単に御報告をさせていただきます。 本市では、枚方市駅周辺地域について、まち全体の再整備を検討しており、平成25年にまちづくりの方向性を示した枚方市駅周辺再整備ビジョンを作成し、現在は、その具体化を図るため、地権者の合意形成を進めるとともに、全体の進め方など</p>

を示すために、枚方市駅周辺再整備基本計画を、平成31年度末の策定に向け取り組んでいるところでございます。

こちらのスクリーンには、ビジョンのゾーニング図をお示ししており、今回の区域につきましては、ちょうどまちなか交流拠点、こちらのほうです。まちなか交流拠点として、居住、商業、業務機能の複合的な土地利用を促進する区域と位置づけております。

今回、準備組合が設立され、地権者合意が最も進んでいる街区について、今後、都市計画の手続を進めようとするものでございます。

それでは、お手元の資料、報7ページをご覧ください。

主旨でございます。

枚方市駅周辺地区は、枚方市都市計画マスタープランにおいて、広域中心拠点に位置づけられ、周辺市町を含めた広域都市圏を対象とした都市機能が集積する中心的な拠点を形成する方針が定められております。

本地区では、駅前交通広場及び区画道路などの公共施設の整備による交通結節点機能の強化と合わせて、土地の高度利用による多様な都市機能の集積と、都市居住の誘導を図るとともに、歩行者回遊動線の形成、防災機能の向上などを総合的に推進することを目的として、枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の決定及び関連する都市計画の決定、また変更について、今後付議させていただく予定としております。

次に、計画概要でございますが、本市が決定する都市計画として、図面、図面に記載の黒い点線にてお示ししております区域を対象予定区域として、枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の決定を予定しております。

概要としましては、面積約2.9ヘクタール、公共施設として幹線道路（駅前交通広場）、区画道路などを整備し、施設建築物の主要用途につきましては、商業、業務、住宅などとしております。

また、関連して決定、変更する都市計画としましては、道路（駅前交通広場）のほか、用途地域、防火地域及び準防火地域、高度地区、地区計画を予定しております。

あわせて、大阪府の決定する都市計画といたしまして、都市再開発の方針の変更として、特に一体的にかつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区として、2号地区の指定を予定しております。

<p>吉川会長</p>	<p>御説明させていただきました、いずれの都市計画の内容につきましても、現在、大阪府などの関係機関と協議を行っているところでございます。</p> <p>恐れ入ります、次ページをご覧ください。</p> <p>今後の予定につきましては、現在、大阪府と協議調整中ではございますが、本年3月ごろ市民説明会の開催や都市計画原案の閲覧、4月ごろ公聴会の開催、5月ごろ都市計画案の縦覧を経まして、7月ごろから本市や大阪府の都市計画審議会に付議させていただき、御承認いただきましたら、その後、都市計画の告示を行う予定としております。</p> <p>以上、報告案件2の説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま事務局から報告がありました。</p> <p>次回の予定案件について、もう大分時間も過ぎてますので、御質問、御意見等簡単に願えればありがたいと思います。</p> <p>はい、松岡委員。</p>
<p>松岡委員</p>	<p>確認をさせていただきたいんですけども、この駅前の再開発事業の分は、何回も議会の中でも、協議会、全員協議会の中で議論を進めてきたんですけども、私どもの中でも、都市計画の市民説明会だけでは不十分じゃないかとか、3号、今回のね、都市計画をする、ここの地域だけでは不十分じゃないかと、全体的なところを見せながら、今回の都市計画についてどうなのかという議論が必要ではないのかというようなことも、何度も議会の中でも質問したり、意見を言ってきたんですけども、今回どのように、その意見については考えておられるのか。お尋ねをいたします。</p>
<p>吉川会長</p>	<p>はい、山中次長。</p>
<p>山中市駅周辺等活性化推進部次長</p>	<p>全体の計画につきましては、議会でもお示しさせていただいておりますとおり、この成案化に向けては、平成31年度末ということで考えております。</p> <p>その際には、改めて全体計画ということで市民説明会のほうはさせていただくというつもりでございます。</p> <p>御質問の、今回の再開発事業を行おうとする街区についてでございますけれども、市民説明会につきましては、3月ごろの市民説明会をさせていただく中で、例えば全体像、こういった</p>

<p>吉川会長</p>	<p>取り組み状況とかも含めましてさせていただくことも、念頭に踏まえて、都市計画の説明会の主旨に沿った形で進めていきたいなというふうには思っております。</p> <p>松岡委員、よろしゅうございますか。</p> <p>ほかに、御質問、御意見等はございませんか。</p> <p>それでは、ないようですので、報告案件については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、議事次第、最後になりますが、その他について事務局より説明を願います。</p> <p>課長。</p>
<p>中村都市計画課長</p>	<p>その他について御説明させていただきます。</p> <p>本日の審議会をもちまして、今年度予定しておりました案件全てを御審議いただいたところでございます。</p> <p>さまざまな案件について、御審議いただき、また、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>来年度につきましては、先ほど御報告させていただきました「枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業に係る都市計画変更」などについて、御審議いただくこととなりますが、来年度につきましても、引き続き、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、その他の報告とさせていただきます。</p>
<p>吉川会長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、今年度予定しておりました案件全てを御審議いただきました。</p> <p>来年度も引き続き審議案件がございますので、皆様の御協力をいただきながら審議に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ほかに何か事務局からございますか。</p>
<p>中村都市計画課長</p>	<p>特にございません。</p>
<p>吉川会長</p>	<p>それでは、最後に市を代表しまして、白石都市整備部長より閉会の御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>白石都市整備部長</p>	<p>本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。審議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。</p>

<p>吉川会長</p>	<p>本日、お諮りをいたしました「中宮浄水場更新事業に係る都市計画の変更」、3案件につきまして、慎重に御審議、御承認をいただき、誠にありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>また、御意見をいただきました「牧野高槻線ほか都市計画変更」につきましては、本審議会での御意見を参考とさせていただき、本市の意見や要望を取りまとめ大阪府へ御報告させていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>なお、本案件につきましては、大阪府決定の案件のため、2月8日に開催予定の大阪府都市計画審議会に付議され、都市計画変更の告示に向けて手続が進められる予定となっております。</p> <p>最後になりましたが、委員の皆様方におかれましては、寒さ厳しい折、風邪など召されぬよう、くれぐれも御自愛くださいませ、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は全て終了いたしましたので、これをもちまして、平成30年度第3回枚方市都市計画審議会は閉会とします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
-------------	---

平成30年度第3回枚方市都市計画審議会議長